告 示

埼玉県告示第五百四号

び住所について、次のとおり届出があった。 唐子南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清

司

同	同	同	同	同	同	同	同	理事	職名	二退任	司	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	職名	一就任
森	大	新	松	新	中	小	市	下	氏		小	本	金	守	中	諸	吉	稲	関	小	潮	中	原	山	氏	
	野	井	田	井	村	鷹	Ш	田	名		澤	郷	子	谷	澤	星	澤	村	原	JII	田	村	田	田	名	
博	慶	明	光		久						光		登		清	榮		清	勝	藤	弘	E	耕	弘		
史	<u> </u>	夫	壽	勇	雄	勤	亨	裕			洋	武	志	宏	實	_	保	治	洋	雄	之	雄	_	明		
同	同	同	同	同	同	同	同	埼 玉	住		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼 玉	住	
同	同	同	同	同	同	同	同	県東松山	所		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	県東松山	所	
同	同	同	同	同	同	同	同	市大字			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	山市大字葛袋		
神戸千六百四十七番地一	神戸千四百五十九番地	神戸七百二十八番地三	神戸千三百五番地	神戸千五十番地二	下唐子九百十五番地一	葛袋八百四十六番地	神戸千二百五十八番地	,下唐子千三百七十四番地			神戸千六百五十八番地	葛袋百番地	下唐子四百二十二番地二	神戸千百三十六番地	神戸九百九十五番地	神戸千百三番地三	神戸千三百二十番地二	神戸百八十四番地	下唐子千二百六十五番地	神戸千三百八十五番地	下唐子千八十三番地	下唐子九百四十六番地一	葛袋九百十三番地三	,葛袋八百二十七番地		

同 同 監 同 事

戸小長梅井谷田川部澤

正 政 潤 守 治 明 次

同 同 同

同 同 同

同 同 同

下唐子三百八番地二